別記第１号様式（第４条関係）

きらめき道路サポート事業申込書

　　　　　　 　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　土木建築事務所長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話　　　（　　）

 山口県きらめき道路サポート実施要領第４条の規定に基づき、下記のとおり応募します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  業務実施を希望 する区域の概要 | ①路線名 |  |
| ②場　所  |  |
| ③延　長 |  　　　　から　　　　まで　　　　ｍの区間 |
| ④面　積 | 　　　　　　　 　　　　　　　　　㎡ |
|  業務実施計画 | ⑤回数 |  回 |
| ⑥実施時期 |  |
| 応募団体の概要 | ⑦団体の名称 |  |
| ⑧代表者の呼称　及び氏名 |  |
| ⑨団体の設立目的 |  |
| ⑩団体のメンバー　の数 |  人 |
| ⑪団体の過去３年　間の活動実績 |  |
| ⑫サポート業務参　加予定人数 |  人 |
| ⑬備　考 |  |

 注　「業務実施計画」を変更する場合は、あらかじめ土木建築事務所まで連絡してください。第２号様式（第５条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

団体名

代表者　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　土木建築事務所長　印

きらめき道路サポート事業決定通知書

　貴団体を、令和　年度きらめき道路サポート事業の委託団体として、下記区域における業務を貴団体に委託することとしましたので、山口県きらめき道路サポート実施要領第５条第２項の規定により通知します。

記

　　担当区域

|  |
| --- |
| 　連絡先 　　　土木建築事務所 担当者 電話番号 |

第３号様式(第７条関係)

令和　年度きらめき道路サポート事業サポート契約書

　道路の維持について、委託者山口県（以下「甲」という。）と、受託者　　　　（以下「乙」という。）とは、山口県きらめき道路サポート事業実施要領(以下「要領」という。)第７条第１項の規定に基づき、次の条項により委託契約を締結した。

　(目的)

第１条　甲は、次に掲げる道路の区域における草刈り業務(以下「契約サポート業務」という。）

　の年１回以上の実施を乙に委託し、乙はこれを受託した。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　(1）実施場所  |  実施路線名 | 　 |
|  実施場所 |  |
|  区　　　間 |  |
|  範　　　囲 |  |
|  延　　　長 |  |

　(2) 実施方法　実施範囲内の雑草類をおおむね地表面平均１０センチメートル以下に刈るもの　　とし、刈り取った雑草類は、あらかじめ甲乙協議の上定めた方法により処理しなければなら

　　ない。

　(3) 実施時期　１回目の契約サポート業務は令和　　年　　月　　日までに実施しなければな　　らない。

２　前項に定めるもののほか、契約サポート業務の実施方法の細目については、別に甲乙協議の　上、決定するものとする。これを変更しようとする場合も、同様とする。

　(契約期間)

第２条　この契約の期間は、令和　　年　　月　　日から令和　　年３月３１日までとする。

　(委託料の額)

第３条　契約サポート業務の委託料(以下「委託料」という。)の額は、金　　　円とする。

　(契約の履行)

第４条　乙は、業務に従事する者の安全に配慮しつつ、要領及びこの契約の規定並びに甲の指示　に従い、善良な管理者の注意をもって、この契約を履行しなければならない。

　(着手届)

第５条　乙は、契約サポート業務を実施しようとするときは、その３日前までに、実施予定場所、　実施予定月日、参加予定人数、現場責任者の住所、氏名等を甲に、届け出なければならない。

　(報告書等)

第６条　乙は、契約サポート業務を実施したとき（次条第３項の規定による修補をしたときを含　む。）は、遅滞なく、サポート業務実施報告書を甲に提出しなければならない。ただし、土木　建築事務所長が別に報告の方法を定めたときは、その定めるところにより報告しなければなら　ない。

　(業務の検査)

第７条　甲は、前条本文の本件業務のサポート業務完了報告書を受理し、又は同条ただし書の報　告を受けたときは、その日から１０日以内に、契約サポート業務の実施結果について、その命　ずる職員(以下「検査職員」という。)に検査をさせるものとする。

２　検査職員は、契約サポート業務の実施結果が、前項の検査に合格したときはサポート業務実　施確認書を、合格しなかったときはサポート業務修補指示書を乙に交付するものとする。

３　乙は、前項の規定により、検査職員から、サポート業務修補指示書を受理したときは、当該　指示書に記載された日までに、その指示に従いこれを修補しなければならない。

４　前項の修補に要する費用は、すべて乙の負担とする。

　(委託料の支払)

第８条　乙は、検査職員からサポート業務実施確認書を受理したときは、甲に対して、委託料の　支払を請求することができる。

２　乙は、前項の委託料の支払の請求をしようとするときは、甲に請求書を提出しなければなら　ない。

２　甲は、前項の規定により乙の提出する適法な請求書を受理したときは、当該請求書を受理し　た日から３０日以内に委託料を支払わなければならない。

　(権利義務の譲渡等)

第９条　乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第３者に譲渡し、又は引き受けさせては　ならない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りでない。

（再委託の制限）

第１０条 乙は、本業務の全部又は一部を第三者へ再委託してはならない。ただし、あらかじめ　書面により甲の承認を得たときはこの限りではない。

　(実地調査等)

第１１条　甲は、道路の維持管理上必要があると認めるときは、乙に対してサポート業務の実施　状況につき実地に調査し、又は必要な報告を求めることができる。

　(損害の負担)

第１２条　甲は、乙が契約サポート業務を実施するに当たり、乙又はそのメンバーに損害が生じ　ても、その責めに任じない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由により生じた場合は、　この限りでない。

２　乙は、本件業務に着手する前に、乙又はそのメンバーは、想定される事故による損害を担保　するために必要な保険等に加入しなければならない。

　(契約の解除)

第１３条　甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

　(1）乙がその責めに帰すべき事由により、要領及びサポート契約の規定に違反し、又は甲若し　　くはその委任を受けた職員の指示等に従わないとき

　(2）乙が次のいずれかに該当するとき。

　 　ア　役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役　　　　員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団員による不　　　　当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）　　　　第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められると　　　　き。

　 　イ　暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営　　　　に実質的に関与していると認められるとき。

　　 ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加え　　　　る目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

　　 エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直　　　　接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められ　　　　るとき。

　　 オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められ　　　　るとき。

　　 カ　再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当する　　　　ことを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

　　 キ　乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方とし　　　　ていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、　　　　乙がこれに従わなかったとき。

２　乙は、甲が前項の規定による認定の取消し又は契約の解除をした場合、これによって受けた　損失を甲に請求することができない。

　(疑義の解決)

第１４条　この契約に定めのない事項又はこの契約に疑義が生じたときは、甲乙協議して定める　ものとする。

　(履行の決定)

第１５条　前各条に定めるもののほか、この契約の履行に必要な事項は、甲乙協議の上、決定す　るものとする。

　以上の契約の証として、この証書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

委託者 山口県

　　土木建築事務所長 　　　 印

 受託者 （団体の名称）

　　　　　　　代　　　表　　　　　　　　　　印第４号様式（第１１条関係）

サポート業務実施報告書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

　　　土木建築事務所長　様

 団体名

 報告者 代表者氏名

 　　　　　　　　　　　電話　　（　　　）

 　令和　年　月　付けで届け出たサポート業務を下記のとおり実施したので、山口県きらめき道路サポート実施要領第１１条第１項の規定により報告します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| ①作業を行った場所 |  　　　　　　　　市・町　　　　　地区 |
| ②実施路線名 |  　国道・県道　　　　　　　　号（線） |
| ③実施面積、延長 |  　　　　　　　　　　　㎡ 　（　　　　から　　　　まで　　　　ｍの区間） |
| ④業務実施日 |  　　　　年　月　日から　　年　月　日まで |
| ⑤業務完了日 |  　　年 　月 日 |
| ⑥参加人数 |  　　　　　　　　　　　　　　　 　人 |

　添付書類　サポート業務実施前と実施後の写真を同じアングルで撮影したものを添付し　　　　　　てください。

 第５号様式（第１２条関係）

サポート業務実施確認書

 　　　団体名

 　 　　　代表者氏名

|  |  |
| --- | --- |
| 施工場所 |  |
| サポート業務名 |  |
| 委託金額 |  　　　　　 ￥ |
| 契約の締結 | 令和 年 月 日 |
| 実　　　　　施 | 令和 年 月 日 |
| 修　　　補（　回目） | 令和 年 月 日 |
| 検査年月日（　回目） | 令和 年 月 日 |

 上記検査の結果、サポート業務が適正に実施されていることを確認する。

 令和　　年　　月　　日

 検査職員職氏名

注　この確認書は２通作成し、１通を契約相手方に交付し、１通を契約代金の請求書に支出証拠　書として添えること。

第６号様式（第１２条関係）

サポート業務修補指示書

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　 日

 　 （団体の名称）

 （代表者氏名）

 検査職員

　下記のサポート業務について修補を行ってください。

 　 記

|  |  |
| --- | --- |
| 施工場所 |  |
| サポート業務名 |  |
| 修補内容 |  |
| 修補期限 |  |

 上記の修補をお請けします。

　　　　　　　　 令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　 　　団体名

 　　　　　　　　　　　　 　　代表者氏名

 注　修補が完了次第、検査職員に連絡し、再度検査を受けてください。第７号様式（その１）（第１３条関係）

請　　求　　書

 　　　年　　月　　日

　　　土木建築事務所長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名称

 代表者氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話　　　（　　）

 下記のとおり、令和　　年度山口県きらめき道路サポート事業によるサポート業務委託契約に対する代金を請求します。

記

一金 円也

　　　　　振　込　先

|  |  |
| --- | --- |
|  金融機関 |  　　　　　　銀行・組合　　　　　　　店 |
|  預金種別 | 口座番号 |
|  口座名義人（フリガナ） |  |

第７号様式（その２）（第１３条関係）

　　 委託料の受領に関する権限をサポートグループの

　　 代表者から代表者以外の者に委任する場合

委　　任　　状

一金 円

　これは、令和　　年度山口県きらめき道路サポート事業によるサポート業務委託契約に対する代金として

上記の金額の受領に関する権限を、次の者に委任します。

　　　　　　　　（受任者）住　所

 　 氏　名

　　　　　振　込　先

|  |  |
| --- | --- |
|  金融機関 |  　　　　　　銀行・組合　　　　　　　店 |
|  預金種別 | 口座番号 |
|  口座名義人（フリガナ） |  |

　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　（委任者）住　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名称

 代表者氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話　　　（　　）